

鹿島学園高等学校通信制課程 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、「いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、「茨城県いじめの根絶を目指す条例」に則り、いじめの防止等のための対策を講じる。

(2) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にその問題に対応し、解消を図るとともに、その再発の防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア いじめの未然防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つに「頑張っている者が正当に評価される学校」を掲げ、一生懸命頑張っている者や弱い者いじめをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の道徳心を培い、自己有用感や共感的理解の能力を高め、心の通う人間関係を築くため、さまざまな教育活動を通して道徳教育及び体験活動等の充実を図り、指導する。
- (ウ) 心の通じ合う生徒同士の「絆」づくりをすすめ、特別活動等で何でも話し合える「居場所」にするとともに、いじめに向かわない人間関係・環境づくりに努める。
- (エ) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (オ) いじめ発見等に関するチェックリストを作成・共有して全職員でそのチェックリストに則り指導にあたる。
- (カ) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (キ) 保護者並びに関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止のために生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめは大人の目につきにくいところで起こり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

・必要に応じ生徒対象いじめアンケート調査を実施

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

①学校のいじめ相談窓口の設置

②その他の相談窓口の周知

(ウ) いじめの未然防止等のための教職員の資質の向上

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるようにするため、いじめの未然防止等のための対策に関する研修等を実施して、いじめの未然防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを未然防止し、また効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 鹿島学園高等学校いじめ防止対策委員会(以下「対策委員会」という)の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(ア) 委員会は次の者で構成する。

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、キャンパス長、養護教諭、その他校長が必要と認める者(スクールカウンセラー、生徒指導相談員 他)

(イ) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合は、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(ウ) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。

(エ) 委員会は次に上げる事務を所掌する。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの未然防止や早期発見に関すること。
- ③ いじめ事案の確認とその対応に関すること。
- ④ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
- ⑤ いじめの相談窓口として相談を受けること。

(オ) 委員会は校長が招集する。

(カ) 委員会は次の区分で招集する。

隔月に定例会を実施する他、いじめの兆候を把握した時やいじめの相談情報があった時は、その都度臨時会とする。

(キ) その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

イ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実関係の把握を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認めるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、個別対応等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、私学振興室及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
- イ 重大事態が発生した旨を、私学振興室に報告する。
- ウ いじめの被害を受けた生徒や情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。
- エ いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせると共に、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。
- オ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。
- カ 上記調査結果については、私学振興室を通じて、県知事に報告する。
- キ いじめの被害を受けた生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰への支援や学習支援を行う。
- ク 当該事態の事実に真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の4点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア 早期発見・事後対処のためのマニュアル作成と活用
- イ いじめ対策委員会の設置及び運用
- ウ 「いじめに関するアンケート」の定期的な実施
- エ 「いじめを許さない」環境づくり

(5) 組織及び対応フロー図

いじめ防止対策委員会 組織・措置・対応

学校調査組織としていじめ対策委員会が調査を行う。

いじめ(疑い含む)に対する情報収集, 事実確認, 情報共有, 記録等, を確実にを行い保護者等に説明し事故措置及び対応ができるものとする。

